

大地震等の災害時は国道二十四号を緊急道路として確保される状況から考えても、新消防庁舎はすでに四億円投入している国道二十四号沿いの今井予定地にまず建設し、将来的には面積の広い西吉野町に分署がないので、分署の検討が必要ではないか。吉野市長の考えている、必要のないヘリポート付きの新消防庁舎を丹原町に建設し、本町にある現消防署を残す考えは旧五條市に偏りすぎで、西吉野町を軽視した税金の無駄遣いであるがどうか。

答(市長) 過去の議会において、今井町への建設を承認いただいていることは承知しているが、承認から五年経過しており、消防を取り巻く環境も変貌しようとしている。

新消防庁舎は、南和地区における県立五條病院の位置づけのための環境整備としての建設を考えている。

また、平成二十五年四月をめどに奈良県一県域とした消防の広域化の準備が進められている。

南海・東南海地震発生時に吉野川にかかっている橋が倒壊したときに、川南と川北に防災拠点となる消防庁舎を建設したいと考えている。

付託議案の審査(委員長報告)

委員会では、本会議で付託された議案を審査します。審査の経過と結果を委員長が本会議で報告し、議員全員で可否を決定します。

総務文教常任委員長報告

職員の手当の特例に関する条例の一部改正については、早期退職者の適用範囲等を改正するもので、委員から、更に慎重な審査が必要であると閉会中の継続審査を望む意見があり、閉会中の継続審査とすべきものと決定いたしました。

五條市立学校設置条例の一部改正については、平成二十一年三月三十一日をもって白銀北幼稚園を廃止しようとするもので、委員から、「合併協議のときの状況や保護者にも変化があり、十分な地元説明と下準備が必要である。」また、「住民の福祉向上に寄与する」という市の責任からも、まず関係者の声を聴き、保護者の意見を聴くべきである。人間形成の大事な仕事であり、慎重に検討する必要がある。」などの意見があり、本案につきましては、全員一致をもって否決すべきものと決定いたしました。

ふるさと五條市応援基金条例の制定について、五條市基本構想を定めることについて、新五條市まちづくり計画の変更について及び五條市一般会計補正予算(第二号)議定については、全

厚生常任委員長報告

員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

五條市立保育所条例の一部改正については、平成二十一年四月一日から岡保育所、二見保育所及び休所中の野原東保育所を廃止しようとするもので、委員から、「議

会への提案そのものが早すぎた」という感があり、子育て設計に戸惑いが生じるもので、市民との話し合いが必要である。」また、「行政内部の議論を重ねても議会への提案は今回が初めてのことであり、あまりにも性急すぎるものである。」とただしたのに対し、「本市の人口規模からこの施設数は多すぎるものであり、時代のすう勢で、遅きに失したと考えているところである。望ましい保育環境と財政負担等を考え合わせると方向としては間違っていないものの、方法等については今後の課題とされている。」との答弁がありました。また、廃止反対に向けた保護者の署名運動が起こっていることなど、不特定多数に最大の効果を考えたとき、協調は見いだせるのかどうかを

ただしたのに対し、「方向性を言ったが、後は議員の十分な精査と判断に委ねるところであり、福祉とともに適正な保育環境も大事である。」との答弁がありました。委員一致をもって可決いたしました。

五條市立へき地保育所条例の一部改正については、平成二十一年四月一日から城戸保育所を廃止しようとするもので、委員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)、五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)及び五條市水道事業会計補正予算(第一号)は、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

決算審査特別委員会委員長報告

(総括質問)

墓地事業の現況と今後の計画については、開発会社から提供を受けた公共用地は整備できる基数が少なく、財政状況から見ても整備は厳しい状況である。必要性は認識しているが、財政改革途上であり、現在の状況では当面事業の実施はできないとの答弁がありました。委員については、信じた方

を提案しているが議会で否決になっているとの答弁がありました。委員から、市民のためには、少しでも前向きな姿勢で真剣な考えを求めるとの意見がありました。

岡保育所の廃止問題については、保育所は広域保育を実施しており、田園地区から岡保育所には十名が入所している。委員から、保護者の声としては、せめて今入所している子が卒業するまでは存続してほしいと要望しているとの意見がありました。

体育館兼集会所の使用料を市議会議員が持つていたので訴えると言っていることについては、訴えるという気持ちは持つていない。一時取得の問題であり、基本的な権限と権利であるとの答弁がありました。委員から、市議会議員ではなく、当時は、体育館の管理者として集会所の使用料を集めていたもので、裁判で判決も出ており納得いかないとの意見がありました。

委員からの質疑に対して市長からの再三の注意にもかかわらず応じなかったため、暫時休憩いたしました。休憩後、総括質問を再開しました。

冒頭、市長から迷惑を掛けましたことに対する謝罪がありました。
平成十七年の市議会議員

選挙における中傷ピラについて、これについては関係ありません。関係ありません。

(会計別審査)

消防署において七月に実施した物品購入の入札状況については、消防被服、消防装備品、消防団関係貸与物品の三件の入札を実施したが、消防被服は十社全社が辞退、消防装備品は、参加した五社が入札予定価格を超え再入札を行ったが五社が辞退、消防団関係貸与物品は十社中、予定価格以下の一社が落札したとの答弁があり、委員から、今後の対策について更にただしたのに対し、全国的に統一されている消防士の被服について、夏服、冬服、防寒服等を一括入札としたが、今後は単品・単価契約をするるとともに同等品も可能とするよう検討してまいりたいとの答弁がありました。

職員全体の人件費を市民に分かりやすく公表することについては、地方自治法にのっとり、予算書には目的別の人件費を明記し、毎年広報誌で公表しているところである。ラスパイレス指数を参考にしているところであるとの答弁がありました。

(結果)

各会計の決算については、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。